

私立高等学校等教科書購入費等給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、大規模災害等により被災した生徒及び保護者等（保護者及び学資を負担している者をいう。以下同じ。）に対し、高等学校等における修学の支援を目的として給付する私立高等学校等教科書購入費等給付金（以下「給付金」という。）についての申請手続等について定めるものとする。
(大規模災害の指定)

第2 第1に規定する大規模災害等は、令和7年2月に発生した令和7年大船渡市林野火災による災害とする。

(対象者)

第3 給付金の給付の対象となる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岩手県内の私立高等学校（専攻科を除く。）又は私立専修学校（高等課程）に在学している者
- (2) 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円未満の世帯である者
- (3) 第2に規定する大規模災害等により次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。イにおいて同じ。）の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの
- (4) いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金及び福島県東日本大震災子ども支援基金による奨学金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者
- (5) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波によるいわての学び希望基金私立高等学校教科書購入費等給付金を受給していない者

(給付金の種類及び金額)

第4 給付金は、次に掲げるものについて、その全部又は一部を給付する。

- (1) 教科用図書の購入費
- (2) 高等学校等の入学に要する経費
- (3) 修学旅行費

2 給付金額は、前項第1号については15,000円、同項第2号については250,000円、同項第3号については当該旅行費用（生徒及び保護者等が負担する額に限る。）とする。

(給付期間)

第5 給付金は、年度ごとに給付決定を行うこととし、第4第1項第1号は年度ごと（同項第2号を給付する年度を除く。）に、同項第2号は入学（転学を含む。）年度に、同項第3号は修学旅行実施学年の年度に給付するものとする。

(給付の制限)

第6 第4第1項第2号及び第3号の給付金は、在学中において1回限りとする。

(給付の申請)

第7 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、給付を受けようとする年度の別に定める期日までに、私立高等学校等教科書購入費等給付申請書（様式第1号）に第3第2号及び第3号に該当することを証明する書類並びに在籍する学校の設置者（以下「学校設置者」という。）が申請者に代わって給付金を受領する旨（以下「代理受領」という。）の委任状その他知事が必要と認める書面を添付して、学校設置者を經由して知事に提出しなければならない。

(給付等の決定通知)

第8 知事は、第7の規定による申請に基づき、給付金を給付し、又は給付しないことを決定したとき

は、当該申請者に対して、私立高等学校等教科書購入費等給付（不給付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合、知事は、学校設置者に対し私立高等学校等教科書購入費等給付決定（支払実績）一覧表（様式第3号）を送付するものとする。

（給付金代理受領額の請求及び支払）

第9 学校設置者は、別に定める期日までに、設置する私立高等学校に在学する全ての給付決定者の給付額の合計額のうち未受領額について、私立高等学校等教科書購入費等給付金代理受領額請求書（様式第4号）に私立高等学校等教科書購入費等給付決定（支払実績）一覧表（様式第3号）を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、請求額を学校設置者に支払わなければならない。

3 学校設置者は、第2項の支払があった時は、速やかに給付決定者に対して給付決定額を支払うとともに、私立高等学校等教科書購入費等給付金領収書（様式第5号）を徴さなければならない。この場合、私立高等学校等教科書購入費等給付決定（支払実績）一覧表（様式第3号）にその旨を記載するものとする。

（支払完了報告）

第10 学校設置者は、当該年度に係る給付決定者への支払が全て完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、私立高等学校等教科書購入費等給付金支払完了報告書（様式第6号）、第9第3項の規定により徴した私立高等学校等教科書購入費等給付金領収書（様式第5号）及びその他の書類（以下「完了報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第11 知事は、第10の完了報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、私立高等学校等教科書購入費等給付金確定通知書（様式第7号）により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、学校設置者に支払うべき金額を確定した場合において、既にその額を超える金額が支払われているときは、学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（返還命令）

第12 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、学校設置者に支払った代理受領金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合、学校設置者は、給付決定者から当該金額の全部又は一部の返還を求めてはならない。

(1) 学校設置者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 学校設置者が、代理受領金を給付決定者への支払以外の用途に使用した場合

(3) 学校設置者が、給付金及び代理受領金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

(4) 知事から学校設置者への支払が完了した後に生じた事情の変更等により、給付金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として返還を命ずる場合には、学校設置者に対し、当該命令に係る代理受領金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき金額を学校設置者が納付する日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加

算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 3 第1項の規定に基づく返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第11第3項及び第4項の規定を準用する。

(代理受領金の経理)

第13 学校設置者は、代理受領金の経理についての帳簿を備え、代理受領金とそれ以外との経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、代理受領金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 学校設置者は、当該代理受領金に係る収入支出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第3第1項の規定の適用については、同項中「在学している者」とあるのは「在学している者又は入学が見込まれる者」とする。
- 3 この要綱の施行の日から令和7年12月31日までの間、第3第2項の規定の適用については、同項中「85,500円未満の世帯である者」とあるのは、「85,500円未満の世帯（第2に規定する大規模災害等により家計が急変し（以下「家計急変」という。）、令和7年2月26日以降1年間の収入見込額を基に算定した道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円未満に相当すると認められる世帯を含む。）である者」とする。
- 4 この要綱に基づき給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が第7に基づき行った申請（以下「本申請」という。）に対し給付金の給付が決定されるまでの間に申請者よりいわての学び希望基金私立高等学校教科書購入費等給付要綱第6に基づく申請（以下「別申請」という。）があった場合、知事は、別申請に基づく給付金の給付又は不給付が決定されるまでの間、本申請に基づく給付金の給付又は不給付の決定を保留しなければならない。この場合において、別申請に基づく給付金の給付が決定された場合、知事は本申請に対し、この要綱に基づく給付金の不給付を決定しなければならない。